

北海道動物愛護推進員制度の概要

1 目的

本道における犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養についての普及啓発を推進し、人と動物が共生する社会づくりを進めるため、動物の愛護及び管理に関する法律第38条第1項に規定する動物愛護推進員を委嘱して、道民と行政が協働で飼い主の責務の浸透や飼育モラルの向上などに取り組もうとするもの。

<本道における動物愛護の現状と課題>

- (現状) ○飼育放棄等による犬猫の引取り 年間3,000頭以上 (うち約1割が殺処分)
○犬猫の放し飼い・放浪・糞尿等の苦情 年間300件以上 ※各(総合)振興局受理分
- (課題) ●飼い主責務の普及啓発
●飼育モラルの向上

<動物愛護管理法第21条>

- 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 推進員制度の概要

| 区分 | 内容 |
|------------|--|
| 資格 | ① 北海道内（札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く）に居住し、18歳以上の者 ② 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある者 ③ 動物愛護法その他動物関連法令に反する行為等により、過去2年間、道又は市町村から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者 |
| 設置人数 | ・総数170名以内で、道内各地域（札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く）に設置する。 ※各(総合)振興局管内の市町村数や苦情件数等を勘案し、各所の設置数を設定する。 |
| 選考方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般公募 ・ペット関係有資格者・業務従事者 ・市町村応募 の3区分により募集し、各所の設置数に基づき、各(総合)振興局において選考する。 選考にあたっては関係保健行政室（地域保健室）に協力要請する。 |
| 委嘱 | <ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護管理法に基づき知事が委嘱する。 ・委嘱期間は2年以内を予定。 |
| 活動内容等 | <ul style="list-style-type: none"> ① 各(総合)振興局が行う研修・連絡会議への参加 ② 行政施策への協力（動物愛護週間行事、譲渡事業、災害時の動物の避難・保護への協力等） ③ 動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発（啓発資料の配布、近隣者への情報提供等） ④ 地域の情報の行政への提供（不適正飼養や多頭飼育崩壊事例等の発見時の連絡） ⑤ 活動実績の報告 ※推進員の活動はボランティアとし、謝金・旅費は支給しない。 ただし、研修会出席等に係る実費、ボランティア保険加入経費については、道が負担する。 |
| 協議会 (※) | <ul style="list-style-type: none"> ① 推進員の委嘱の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・推進員の役割、活動内容、選考方法の検討、推進員候補者の応募等の協議 ② 推進員の活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・推進員活動マニュアル、研修内容等の協議 |

※ 北海道動物愛護推進協議会

法第39条に基づき動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うため等の目的で平成16年2月6日に設置。

<構成団体等> (公社)北海道獣医師会、北海道愛玩動物協会、北海道オールペット組合、北海道ペット事業協同組合、(公社)日本動物園水族館協会北海道地区、学識経験者(酪農学園大学)、市長会、町村会、札幌市、旭川市、函館市、小樽市、北海道(教育庁、保健福祉部、農政部、環境生活部(事務局))

3 期待される効果

- 道民全体の動物愛護管理意識の高まり
- 犬、猫等の動物の飼育放棄等の減少
- 犬、猫等の動物の飼育を巡るトラブルの減少

北海道動物愛護推進員制度のイメージ

1 動物愛護管理法や条例による飼い主の責務

動物の健康と安全の保持

人への迷惑防止

終生飼養

飼い主明示

動物由来感染症の予防

不妊・去勢措置の実施による無計画な繁殖防止

2 北海道における動物愛護の現状と課題

現
状

○飼育放棄等による犬猫の引取り

年間 3,000頭以上 (うち、約1割が殺処分)

○犬猫の放し飼い・放浪・糞尿等の苦情

年間 300件以上 ※ 各(総合)振興局受理分

課
題

★ 飼 い 主 責 務 の 普 及 啓 発

★ 飼 育 モ ラ ル の 向 上

3 動物愛護推進員制度

